

## 栃木県から引き継ぐ業務

これまで栃木県が県上都賀庁舎や県下都賀庁舎などで行っていた西方町の業務の一部は、平成23年10月1日からは栃木市が引き継いで取り扱います。

### ● 開発行為関係申請・建築関係申請

合併前の西方町の開発行為関係申請と建築関係申請については、栃木土木事務所が窓口となっていますが、合併後は栃木市が窓口となります。

#### 【取り扱う事務】

開発行為許可等関係申請窓口

建築関係申請窓口

#### 【留意点】

合併後、開発・建築関係の申請窓口は、栃木市の各総合支所、栃木土木事務所及び鹿沼土木事務所にはございませんのでご注意ください。

特に、開発行為に関しましては、開発区域の面積1,000㎡以上から都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可が必要となりますので併せてご注意願います。

合併前後の申請については、書類の移動・整理等のため、場合によっては処理に時間をいただくことも想定されますので、期間に余裕を持ってご相談及び申請手続きをお願いいたします。

#### 【新しい窓口】

本：建築指導課（建築指導担当 ☎21-2627・建築審査担当 ☎21-2628・開発指導担当 ☎21-2614）

西：※窓口はありません

### ● 福祉事務所

合併前の西方町の福祉に関することの一部（生活保護）については、下都賀福祉事務所（県南健康福祉センター）が窓口となっていますが、合併後は栃木市が窓口となります。

#### 【新しい窓口】

本：社会福祉課 ☎21-2501 生活福祉課 ☎21-2516

西：※窓口はありません

